

1 町税等の納期変更及びコンビニ収納について（案）

町県民税・固定資産税の納期について、現行の8期から法定納期の4期に変更し収納管理事務の効率化と滞納整理事務の強化を検討しています。また、あわせて納税者の利便性を図るため町税等のコンビニ収納サービスの導入を検討しています。

【町税等の納期変更】

（1）現状

ア 滞納者の増加

現在の納期はのべつ支払いに追われているために、ちょっとした「うっかり」でもすぐに滞納扱いになっています。督促状の発送は、毎月1,000件を超えています。

イ 納税組合の事務煩雑

毎月の納税組合への通知も多く、集金のトラブルや個人のプライバシー保護（個人情報保護）の面で問題が生じています。

ウ 各種手数料（徴収コスト）の増加

納期が多いので、口座振替や納付書の窓口払いの回数分だけ町が支払う手数料や郵送料が、法定4期の他町と比べ、余分にかかっています。

（2）税目ごとの納期の見直し計画（案）

ア 町県民税（普通徴収）：6月から1月の8期を、6月、8月、10月、1月の4期に見直し

イ 固定資産税：6月から1月の8期を、5月、7月、12月、2月の4期に見直し

ウ 軽自動車税：5月を4月に見直し

エ 国民健康保険税：

オ 介護保険料（普通徴収）：

カ 長寿医療保険料（普通徴収）：

従来どおりで7月から2月の8期（普通徴収）

（3）経費節減効果

ア 納付書発送数……納税組合事務軽減、郵送料減

現在の対象者数……納税組合（固定資産税 5,831人、町県民税 2,634人）、郵送（固定資産税 2,255人、町県民税 1,066人）

異動分……毎月50～100件（これに伴い国保なども異動する）

イ 口座振替手数料……件数減

ウ 収納事務の明確化・簡素化……収納事務を軽減させ滞納整理事務を充実

エ 督促状及び催告書の発送減……郵送料減

督促状……毎月1,000件以上発送

（4）納税相談の取組み

「会社から突然解雇を言い渡された」「病気で働くことが出来なくなった」など、税金などの通常支払いが難しくなった場合、納税相談により納税猶予や分割納付により、支払い回数を増

やして1回当たりの納税を軽くすることもあります。

(5) 法的根拠

固定資産税・町県民税は町税の2大税目として、その負担も比較的大きいものです。このため、他の国税及び地方税のうち有力な税目の納期とも重複しないよう納期を定めることが必要であり、所得税、事業税等の納期と重複を避けて定められています。

特別な事情がある場合においては、別に納期を定めることができますが、これは、法定の納期とは異なる月にその納期を定めることができるばかりでなく、必要によっては納期の数を増減することもできるものです。

特別の事情がある場合とは、天災等のため特に納期を繰り下げる必要がある場合、又は賦課漏れ等のものについて賦課徴収を行う場合等をいいます。災害その他これに類する事情がある場合は、市町村の徴税事務上の都合等も含みますので、制限的に解する必要はありませんが、納期は国税の徴収時期との競合時期をできるだけ避けるとともに、財政経理の円滑を期する趣旨によるものです。

特別な事情がない限り、できる限り法定の4期によることが望ましいとされています。

(6) その他参考事項

ア 県内の納期状況（町県民税・固定資産税）

16市町村：法定4期

3町（三朝町、湯梨浜町、北栄町）：8期

イ 現在県下で事務処理の共同化の一環として、県と町の税金などを一元化して効率的に収納する組織鳥取県地方税滞納整理機構（仮称）の組織化を検討しています。この中で、市町村間の納期のばらつきは、いずれかの時点で法定4期に統一されていくものと思われます。

参考資料

町税の納期変更協議の経過

- H19 年 4 月 27 日 : 自治会長会
- ・軽自動車の納期変更の要望あり
- H20 年 4 月 24 日 : 納税貯蓄組合連合理事会・総会・組合長会
- ・納期変更について協議
- H20 年 5 月 14 日 : 納税貯蓄組合の組合長・事務局長会議
- ・納期変更について協議
- H20 年 7 月 23 日 : 自治会長会へ提出
- ・平成 21 年度からの納期の変更について協議
- H20 年 8 月 6 日 : 町議会へ行政報告
- ・町税の納期変更について
- H20 年 9 月 9 日 : 町議会全員協議会
- ・町税の納期変更について
- H20 年 9 月 11 日 : 行政改革審議会
- ・行政改革プランについて協議
 - ～町税の納期変更について～
- H20 年 12 月 : 町税の納期変更に係るアンケート調査実施
- ・調査対象者は固定資産税納税者の中から 200 名を無作為に抽出し、15 名から回答（内、10 名が 4 期が適当）
- H21 年 4 月 23 日 : 自治会長会
- ・町税の納期変更に係る現状の状況について説明
 - ～現状、問題点と課題、今後の方向～
- H21 年 5 月 13 日 : 納税組合長・事務局長会議
- ・町税の納期変更について説明
 - ～資料により説明～
- H21 年 6 月 15 日 : ホームページ
- ・納期変更について掲載
- H21 年 10 月 29 日 : 広報北栄 11 月号
- ・「税を考える週間記事」で納期変更について掲載
- H21 年 11 月 4 日 : 町議会へ行政報告
- ・町税の納期変更等について報告
- H21 年 11 月 11 日 : 自治会長会評議員会
- ・町税の納期変更等について協議
- H21 年 11 月 25 日 : 納税貯蓄組合連合会理事会
- ・町税の納期変更等について協議
- H21 年 11 月 27 日 : 自治会長会
- ・町税の納期変更等について協議

町税の納期変更に伴う状況

試算した場合

【例 1】固定資産税と町県民税の納税の場合（年税額 固定 152,800 円＋町県民税 63,300 円の場合）

【現 行】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
準備	準備	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払		
		34,100	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000		
内訳：固定	→	19,800	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000		
町県	→	14,300	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000		

【改正案】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
準備	支払	支払	支払	支払	準備	支払	準備	支払	支払	支払	
	38,800	18,300	38,000	15,000		15,000		38,000	15,000	38,000	
内訳：固定	町県	固定	町県			町県		固定	町県	固定	

【例 2】固定資産税だけの納税の場合（年税額 70,600 円の場合）

【現 行】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
準備	準備	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払		
		14,600	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000		

※ のべつ税金の支払いに追い立てられるような方法となっています。納期までに納付が無い場合には督促状が頻繁に発せられています。今後は役場の強制的な徴収ではなく、自己の管理（自覚と責任）によって納税を意識していただくことが重要と考えます。

【改正案】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
準備	支払	準備	支払	準備	準備	準備	準備	支払	準備	支払	
	19,600		17,000					17,000		17,000	

※ 支払いのない月に、支払いのための資金を準備していただければ、8 期で支払うことと変わりはありません。8 回で支払ったか、4 回で支払ったかの違いです。また、税務課では納税が困難な方の納税相談には常に応じています。

【例 3】固定資産税だけの納税の場合（年税額 7,900 円の場合）

【現 行】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
準備	準備	支払									
		7,900									

【改正案】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
準備	支払	準備	支払	準備	準備	準備	準備	支払	準備	支払	
	4,900		1,000					1,000		1,000	

【町税等のコンビニ収納】

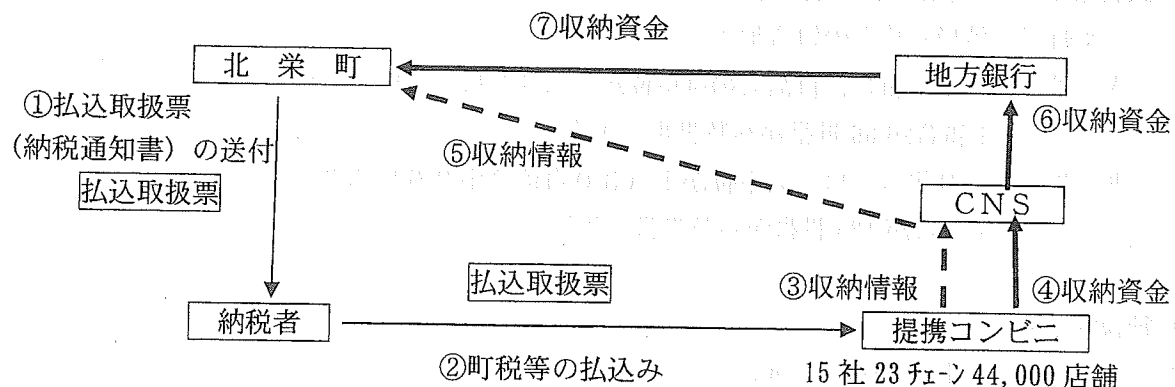
(1) 経 過

地方税及び料の取扱いについて、平成 15 年 4 月地方自治法施行令の改正により、地方税等の収納事務を私人に委託することが認められ、コンビニエンスストアでの収納が可能となりました。

(2) 収納サービスの流れ

コンビニ収納は、地銀ネットワークサービス（CNS）が提携しているコンビニエンスストアの全国の店舗で納税者から町税等を収納し、本町に収納結果情報と収納資金を引渡しする収納代行サービスです。

【収納情報・収納資金のフロー図】



※ CNS：社団法人全国地方銀行協会加盟の地方銀行（64 行）の出資による情報通信・情報処理を取扱う共同会社

(3) 契約関係

ア 収納事務委託契約：町、地方銀行、CNS の 3 者間（収納事務約款：提携コンビニ本部含む）

イ 収納取扱手数料等覚書：町と地方銀行

(4) メリット

ア 納税者の利便性の向上

共働きなど生活の多様化が進む中、休日、夜間でも身近なコンビニで町税等を支払えるコンビニ納付サービスを導入することにより、納税者の利便性の向上を図る。

イ 収納率の向上

納税者は、いつでも気軽にコンビニで支払うことが可能となり、納期内納付、収納率の向上が見込まれる。

ウ 業務の効率化

納税者がコンビニ店頭で支払った情報は、電算処理後、データ伝送で授受し収納消込処理や督促などの業務の効率化が図れる。

(5) 経費

ア 初期費用

契約料：52,500 円（サービス導入費）

イ 月間手数料

基本手数料：10,500 円

取扱手数料 63 円/1 件

ウ 利用見込み

納付取扱税目：4 税 町県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税

窓口払い 28,000 件×25%、7,000 件